

令和2年第6回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年6月25日(木)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて

2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

3) 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

4) 専決報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について

5) 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員 9名

2番	倉 持 登 君	5番	張 ヌ 谷 一 郎 君
6番	青 木 徹 雄 君	7番	鈴 木 豊 君
9番	青 木 邦 夫 君	10番	大 島 か づ 子 君
12番	戸 賀 崎 邦 雄 君	13番	後 藤 勇 君
14番	高 崎 勇 君		

欠席委員 5名

1番	増 山 貞 男 君	3番	中 村 明 君
4番	小 島 一 男 君	8番	坂 路 誠 君
11番	小 島 キ ヨ 子 君		

事務局

事務局長	田 原 和 明	局次長	宇 佐 見 毅
書記	小 林 照 敦	書記	杉 江 一 真

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 皆さん、こんにちは。本日も新型コロナウイルス感染症防止対策ということで、Bグループの方にお集まりいただきました。ありがとうございました。

町でも22日に11回目の新型コロナ対策会議を開催いたしまして、基本的には公共施設、26日から一部を除いて全てオープンすると。調理実習室とか加工室とか、そういうところもオープンします。ただし、そこでの飲食は禁止と、そういう状況でございます。また、すぎとピアとエコスポいずみのお風呂については、町民限定として開館するというような条件、町民ファーストという形でオープンする予定でございます。

11日に関東も梅雨に入りまして、このような陽気でございますけれども、これから第6回農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会長挨拶をよろしくお願いします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日は農業委員会総会ということで、Bグループということで、大変お忙しい中全員ご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、〇〇〇委員につきましてはAグループですが、議案があるということで連続の出席ということで、大変ご苦労さまでございます。

今局長から話がありましたとおり、緊急事態宣言も解除されまして、基本的には来月からは全員で総会をやりたいなと思っております。ただ、これから第2波、第3波ということも想定されますので、予定ということで考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ちょうど今年、梅雨が本当の梅雨みたいな感じになっておりまして、しばらくぶりの梅雨かなという感じをしております。稲の生育も今年は若干軟弱で、ちょっと生育遅れもあるのかなと。ここに〇〇〇稲研会長さんもいらっしゃいますので、そういう点もよくご存じだと思いますが、いずれにしましてもこれから8月に農地パトロールをお願いすることになりますので、皆様のご協力を賜りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、今日の会議がスムーズに終わりますようにご協力をお願い申しまして、挨拶に代えさせていただきます。ご苦労さまです。

○局長 ありがとうございました。

それでは、3の議題でございます。次第に基づきまして審議をよろしくお願いいたします。

それでは、会長、議長をよろしくお願いします。

◎議案第1号

○会長 それでは、暫時の間議長ということで議事を進めてまいります。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1から1—3、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1、大字本島字二本木裏〇〇〇番、田、1,933㎡。ナンバー1—2、大字本島字庄兵衛〇〇〇番〇、田、2,261㎡。ナンバー1—3、大字本島字庄兵衛〇〇〇番、田、1,186㎡。合計5,380㎡。譲渡人、本島、〇〇〇〇。譲受人、本島、〇〇〇〇。譲受人、面積、〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。ナンバー1につきましては、〇〇氏が5,380㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約600メートルでございます。場所につきましては、大字本島地内

以上でございます。

この件につきまして、調査報告、〇〇〇委員、お願いします。

それから、譲渡人の〇〇〇〇さんなのですが、実は二、三度行ったのですが、玄関が閉まって、それでチャイムも取り外し、電話も通じないのです。近所に聞きましたら、親戚の者が行っても出てこないという話なのです。たまたま姿を見かけるといえるのですけれども、その点を申し上げますけれども、あとは問題ないと思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

○会長 ご苦労さまでございました。

〔「なし」と言う人あり〕

〔賛成者挙手（全員）〕

◎議案第2号

以上でございます。

今回新型コロナウイルス感染防止のため6月21日に電話での調査を行ってまいりました。譲受人の〇〇〇〇さんは、平成19年、現在の場所に本社を設立し、営業していますが、業務資料及び備品などの保管場所が狭くなり、増設をする必要が出てきました。敷地に隣接する〇〇〇〇さんに話したところ承諾をいただきましたとのことでした。

一方、譲渡人の〇〇〇さんは自ら耕作しておらず、耕作面積を少なくしたいと思っていたところ、今回の話になったようでございます。隣地には支障はないと思います。調査5項目は問題ないので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

今調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

関連がございますので、ナンバー1とナンバー2、一括して事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

ナンバー1及びナンバー2、大字清地字笹内東〇〇〇〇、田、1,279㎡。被相続人、宮代町、〇〇〇〇〇〇。相続人、宮代町、〇〇〇（持分2分の1）、同じく宮代町、〇〇〇〇〇（持分2分の1）。相続年月日、令和〇年〇〇月〇〇日。経営面積、〇〇アール。

ナンバー1及びナンバー2につきましては、昨年〇〇〇〇〇〇氏が亡くなったことにより、次女の夫である〇〇〇氏と次女である〇〇〇〇〇氏が1,279㎡について相続税の納税猶予を申請するために適格者である旨の証明が提出されたので、承認をお願いするものでございます。また、〇〇〇氏及び〇〇〇〇〇氏の農業経営につきましては、宮代町に確認したところ、間違いなしとの回答を得ております。場所につきましては、大字清地地内の〇〇〇〇〇の南側付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告を1番、2番一括して、〇〇〇委員、報告をお願いします。

○農業委員5番 調査報告をいたします。

去る同じく19日に〇〇さんの自宅へお邪魔したのですが、家は〇〇橋を渡って〇軒目の右側です。旦那さんはいなかったのですが、〇〇〇〇〇さんとお話ししまして、先程事務局が言っていただきましたように、何の問題もないと思われます。それと、調査5項目も問題ないと思われます。また田んぼなのですが、たまたま隣に住んでいるのが私の小学校の同級生でございまして、50年も作っているという話ですから、間違いなしと思います。

皆さんのご審議をよろしくお願いします。

○会長 〇〇〇委員、ナンバー1番、ナンバー2番、共通でいいですか。2番も一緒に報告してください。

○農業委員5番 これは、半分ずつということだと思います。それでよろしいですね。

以上でございます。

○会長 それでは、調査報告が終わりました。

この件につきまして、1番、2番、一括して質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第3号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

○会長 同じく議案第3号、ナンバー2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、事務局の説明をお願いします。

○書記 専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

ナンバー1、堤根鷺田〇〇〇〇、田、998㎡。賃貸人、行田市公益社団法人埼玉県農林公社。賃借人、堤根、〇〇〇〇。こちらは、令和2年5月25日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー2、堤根鷺田〇〇〇〇、田、998㎡。賃貸人、川口市、〇〇〇〇。賃借人、行田市公益社団法人埼玉県農林公社。こちらは、令和2年5月25日付で受け付けております。

1枚資料をめくっていただきまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、高野台西5丁目〇—〇〇、こちら地目が宅地と書いてあるのですが、畑の間違いでございます。申し訳ございませんでした。面積340.33㎡。使用貸人、下野、〇〇〇〇。使用借人、高野台西5丁目、〇〇〇〇、〇〇〇〇。転用目的は、住宅敷地でございます。こちらは、令和2年6月1日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー2、内田1丁目〇〇〇〇—〇、畑、336㎡。譲渡人、杉戸1丁目、〇〇〇〇。野田市、〇〇〇。並塚、〇〇〇〇〇。杉戸4丁目、〇〇〇〇。足立区、〇〇〇。杉戸5丁目、〇〇〇。世田谷区、〇〇〇〇。川口市、〇〇〇〇〇〇〇。杉戸5丁目、〇〇〇〇。越谷市、〇〇〇〇。譲受人、杉戸2丁目、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的は住宅新築でございます。こちらは、令和2年6月4日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告が終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会を高崎副会長のほうからよろしくお願いします。

○副会長 それでは、これもちまして第6回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、7月27日、月曜日になります。15時より役場第1庁舎3階会議室を予定しております。

大変お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和2年6月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 青 木 徹 雄

署 名 委 員 鈴 木 豊